平成２８年（フ）第１８１９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水141番地　ロフティ豊山101
債務者　松本　洋二
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４号
山口県下関市富任町５丁目５番19号
債務者　川崎豊一朗
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
山口県下関市貴船町３丁目１番33―501号新町ビル
債務者　中務まゆみ
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
青森県つがる市木造大畑朽葉37番地１
債務者　村上　静香
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
青森県五所川原市大字広田字榊森54番地55
債務者　和田　教子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
青森県弘前市大字境関１丁目３番地３　おしゃれハウス３Ａ302号、住民票上の住所青森市浪館前田４丁目20番15号
債務者　世永　　葵
1　決定年月日時　平成29年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１１号
山口県萩市大字椿東5220番地
債務者　岡　美知子
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
山口市宮野下2037番地２
債務者　内藤　秀信
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
仙台市泉区南光台２丁目17番７号　久寿田コーポ103
債務者　平塚　孝典
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
秋田県由利本荘市矢島町立石字堀苗代32番地
債務者　太田　　文（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１０号
福島県いわき市勿来町酒井北境27番地
債務者　石川　徳江
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１４号
福島県いわき市小名浜林城字下高田７番地の１　林城タウンハウスＣ―102
債務者　荒川　裕義
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１１号
茨城県水戸市見和３丁目1351―18、住民票上の住所茨城県水戸市渡里町2726番地　所コーポ１号
債務者　中山　　浩
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３７号
茨城県東茨城郡大洗町磯道47番地の２　エルディム宮部205
債務者　高野　克年
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４８号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1233番地
債務者　武井　優子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５９号
京都市下京区朱雀分木町68番地
債務者　梅庄こと　山本　美次
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
京都市南区東九条河辺町32番地３
債務者　林　　俊宏
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地７―204号
債務者　池田好隆こと　陳　　好雄
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係